

○総務省令第三十号

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(経営等に関する情報の公表) 第十七条 〔略〕 2 前項に規定する事項（以下この条において「公表事項」という。）の公表は、公表事項を記載した書類をインターネットを利用して一般の閲覧に供する方法により、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第三十八条第一項の規定による総務大臣の承認を受けた日から二月以内に行うものとする。 〔3 略〕 第十八条 〔略〕 2 前項に規定する事項（以下この条において「公表事項」という。）の公表は、公表事項を記載した書類をインターネットを利用して一般の閲覧に供する方法により、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第三十八条第一項の規定による総務大臣の承認を受けた日から二月以内に行うものとする。 〔3 略〕	(経営等に関する情報の公表) 第十七条 〔同上〕 2 前項に規定する事項（以下この条において「公表事項」という。）の公表は、公表事項を記載した書類を機構の事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第三十八条第一項の規定による総務大臣の承認を受けた日から二月以内に行うものとする。 〔3 同上〕 第十八条 〔同上〕 2 前項に規定する事項（以下この条において「公表事項」という。）の公表は、公表事項を記載した書類を機構の事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第三十八条第一項の規定による総務大臣の承認を受けた日から二月以内に行うものとする。 〔3 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。